

質 疑 応 答 書

件 名 広島平和記念資料館東館で使用する電気

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込のとおりです。
2	入札説明書 11 その他 (2) 契約書 (案) 第 18 条	入札説明書 11 その他 (2) に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書 (案) 第 18 条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書 (案) 第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書 9 (4)	郵送で、1 回目のみ入札に参加する場合、2 回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2 回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1 回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3 回目の入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額 (1) 欄は力率割引 (仕様書記載の標準力率 9.9%) を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計 (1) (2) においては、小数点以下第 2 位まで保持 (小数点以下第 3 位を四捨五入) する。	①基本料金の積算について、力率割引を適用するのであれば、仕様書記載の標準力率としてください。 ②入札説明書 9(3)ウ (注) 2 のただし書きに記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び 1 年間の予定総額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額としてください。
5	契約書 (案)	契約書には以下の文言を追加させていただきますか。 乙 (供給者) は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲 (入札実施機関) へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書の条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書 (案) 第 18 条第 1 項に基づく協議は可能です。
6	入札説明書 4 (3)	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか (成立しますか)。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止となった場合において、当該落札決定の取消しは行いません。

7	入札説明書 9 (11)	<p>(違約金の支払い等) がありますか。</p> <p>供給期間中において燃料費等調整を行わない(燃料費等調整額を請求しない)メニューでの応札は可能でしょうか。</p> <p>(上記が可能の場合) 現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。</p> <p>一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される(燃料費等調整自体がない場合もある)ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整の実施等については、契約書(案)第10条第3項に記載のとおりであり、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。</p> <p>また、上記条項に記載以外の方法による燃料費等調整の実施は認めません。</p>
---	-----------------	---	---

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。